

福祉サービス 第三者評価事業

[> サイトマップ](#)
[> よくある質問](#)
[> お問い合わせ](#)

 文字サイズ 小 中 大
 全国社会福祉協議会


[事業内容](#)
[第三者評価事業](#)
[社会的養護施設
第三者評価事業](#)
[ダウンロード](#)
[> 社会的養護施設第三者評価結果](#) [> 検索結果一覧](#)

社会的養護施設第三者評価結果 検索

愛隣園

[前ページに戻る](#)

データ登録日 2018年04月19日

第三者評価結果詳細

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

 第三者
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

b

【コメント】

法人・施設の基本理念は研修室・事務室・各ホームに掲示され、パンフレット、広報誌、ホームページ等で紹介され、基本方針は基本情報シートや事業計画等に基本理念とともに記載されている。職員には職員会議や研修会等で説明し、入所児童には各ホームでの掲示と児童集会やホームミーティング等の中で話している。保護者には入所時説明会や子どもの養育・支援についての面談時等を利用して説明を行っている。保護者や入所児童への周知については更なる工夫が望まれる。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

 第三者
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【コメント】

社会福祉法人制度改革、福祉事業全般の動向、国の社会的養護の課題・将来像や県の社会的養護推進計画等については県の説明会や児童養護施設協議会、社会福祉法人経営者協議会のセミナー、会議等への出席等から把握している。地域の子どもの関するデータや情報については、社会福祉協議会、要保護児童対策地域協議会、児童相談所との状況報告・情報交換、学校、民生児童委員会等との情報交換やこころサポート事業等を通して把握している。地域の福祉計画の動向や内容の具体的な把握・分析については更なる工夫が望まれる。経営状況については、管理者会議を毎月開催し、人事管理や財務分析等詳細な分析による経営状況の把握や改善に努めている。また、法人監事である公認会計士による指導も行われ、中長期事業計画も策定されている。中長期経営計画の家庭的養護推進計画の実現のための職員の勤務体制、改築予算、人件費負担増等の課題についてはワーキングチームを立ち上げ検討を計画しており、その結果に期待したい。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【コメント】

現在、本体施設と2か所（男女）の小規模児童養護施設を設置運営し、基本理念に基づいた養育・支援が行われている。家庭的養護に関する国や県の推進計画を見据えて中長期事業計画を策定し、本体施設のグループケア化を段階的に進め、将来的には児童家庭支援センターの設置を計画している。課題となっている職員の勤務体制、改築予算、職員確保と人件費対策等については役員を含むワーキングチームを立ち上げ検討予定である。また、人事管理や財務管理等の経営状況の把握や改善については毎月開催されている管理者会議で行われ、法人監事である公認会計士による指導も行われている。このように施設の経営状況や経営課題を把握し、それを職員全体会議等において検討、共有し、事業計画作成についても担当部署等で検討し、理事会で説明し承認を受け、職員に配布、説明を行っている。経営状況・施設の有する様々な課題を職員に周知し共有することについては更なる工夫が求められる。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

 第三者
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【コメント】

基本理念に基づき、家庭の養育に関する国や県の推進計画や経営状況、経営課題を踏まえ、中長期事業計画が策定されている。具体的には本体施設を段階的に小規模グループケア化・オールユニット化を図ることや児童家庭支援センターの設置を計画している。課題となる職員の勤務体制や必要となる改築のための財源、そして職員の確保とそれに伴う人件費増への対策等、中長期事業計画の実現に向けて理事、現場職員、管理者、有識者、必要に応じて高齢児童で構成するワーキングチームを立ち上げ施設全体で検討していくことになっている。その際には、財務面での裏付けとなる中長期の収支計画の策定についても検討することを期待したい。

②

5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【コメント】

本体施設を平成35年度を目標に段階的に小規模グループケア化・オールユニット化（定員8名の4ホーム体制）を図るという中長期計画のもと、まず第一に理事をはじめ、管理者、現場職員、有識者、必要に応じて高齢児童から成る小規模グループケアについてのワーキングチームを立ち上げ、施設全体で児童の最善の利益についてホーム形態の検討を進めていくことになっている。課題となる職員勤務体制や必要な職員の確保とそれに伴う人件費増への対策、改築の資金計画等について検討が重ねられる予定である。それらの他にも大学教授をファシリテーターとしての継続したワークショップによる緊急対応プロトコルやこころサポート事業の精神科医をスーパーバイザーにケース検討会の継続、外部講師を招いての支援困難児童の事例研究、各種研修への参加促進等によって小規模グループケアに向けて、特に愛着、発達、知的等の障がいを持っている児童や被虐待児等に対する専門的支援や個別支援の充実に努めている。また、非常勤職員の処遇改善、施設の財務改善や施設整備積立金と人件費積立金の増額、地域のイベントとなっている41年の歴史ある愛隣園福祉バザーや多くの会員を擁する愛隣園後援会活動による資金造成も活発に行われている。今後のワーキングチームによる目標具体化に向けた活動に注目したい。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①

6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【コメント】

事業計画は理事長、施設長、課長による管理者会議で経営面の素案を考え、担当部署が前年度実績を踏まえて評価、反省し、見直し、計画案を策定。理事会の承認を得て、職員に文書配布し、説明を行っている。目標の達成状況は課題を含め事業実績報告書に反映されている。養育・支援等の課題については、ホーム会議、養護課会議や職員全体会議等で検討、共有され、個別支援計画や法人・施設の年間行事計画に反映されている。このように事業計画には管理者会議や総務課・養護課会議、職員全体会議等で実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員にも配布され、説明が行われているが、全ての職員が理解できるよう、それを促すための更なる取り組みが望まれる。

②

7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

b

【コメント】

事業計画については、それに基づく行事計画を中心に、養育・支援や生活に関わる事項等について入所児童にはホーム会議や児童集会を利用して伝えている。保護者にはホームページや広報誌等、また居住環境の整備等で直接子どもの生活に影響することについては個別に面談を行うなど、周知を図っている。保護者に対しては子どもの生活に関する事項について分かり易くまとめた資料を送付したり、入所児童には子ども達が理解できる方法を工夫するなど、更なる改善を求めたい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①

8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【コメント】

個別の日常的な養育・支援については自立支援計画書を活用し、それには入所児童の状況、課題、支援目標、支援上の課題等が記録されている。また、日々の記録や報告書等は養護記録システムにより情報の共有化、効率化が図られている。計画実行後の評価結果とそれに伴う計画の見直しは半年に1回担当職員、各専門職、養護課長、施設長等によるケース会議で合議され、緊急の見直しは、必要に応じて随時行われている。また、施設ではホーム単位での具体的な支援目標として日常生活、学習指導、進路指導等17項目に分類し支援目標と支援内容を明示している。各ホームで意見箱を活用し、子ども達と職員のフリートキングやホーム会議の開催等、子ども達の意見や提案が反映されるよう取り組んでいる。それに、毎月の児童集会でも意見記入用紙を配布し意見表明が活発になるよう配慮し2016年度の投書件数は24件で専門的支援員（FSW、栄養士等）が個別で対応したり、担当職員を介して集会で自由に話し合ったりし、子ども達の意見、苦情等の表明の場を確保し、子ども達の権利意識や主体性、自律性を養い、安心して暮らせる環境づくりに寄与している。第三者委員との連携や助言の活用についても、その体制づくりに努めている。全国児童養護施設協議会の人件確保、人権侵害の防止のための点検事項（チェックリスト）を活用した自己評価も毎年組織的に実施している。その他にも、こころサポート事業の専門医（精神科）をスーパーバイザーとしてケース検討会、勉強会を実施したり、施設内暴力を専門に研究している大学の先生のワーキングチームと合同で、緊急時対応プロトコルの作成に向けワークショップを継続し、施設独自の「初期対応プロトコル」を完成させ、活用している。自己評価・第三者評価については、自己評価の実施と第三者評価の定期受審が行われ、その結果の分析・検討や改善への取組がなされているが、それを組織的に取組み、職員全体で共有するための仕組みづくりについては改善課題としたい。

②

9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】

個別の日常的な養育・支援については自立支援計画実行後の評価結果により、ホーム単位の養育・支援については養護反省により、また自己評価、第三者評価受審の結果については明確になった改善課題について、それが諸会議や委員会、事業実績報告書等の記録で職員間の共有化が図られている。改善課題については、改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を行い、改善計画については、その実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行っている。改善に向けての課題への取組は組織的かつ計画的、継続的に行うことが求められているので、課題を全職員間で共有することについては更なる工夫が望まれる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者
評価結果

①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長の役割、責任は運営規程、職務分掌事項、事務決裁規則や定款施行細則の施設長専決事項に明示されている。施設経営・管理の中心、リーダーとして職員会議や管理者会議、経営委員会を主宰したり、職務分担、勤務体制を決定し、経営・管理体制の強化を図ったり、こころサポート事業の実施、学校・自治会、児相連絡会、社協等の諸会議への出席や愛済園ニュース、後援会便りに施設長挨拶を述べたりし、職員だけでなく、関係者、関係団体や地域にも施設長としての役割、責任を積極的に発信し、理解されるよう努めている。また、施設長は平常時だけでなく、災害、事故等の有事の際にも防災規程により防災管理者として一切の責任を有し、不在時の権限委任等についても事務決裁規則に定められている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 施設長は全国児童養護施設長研究協議会、社会福祉法人経営者協議会や県児童養護施設協議会等のセミナーに出席したり、インターネットを活用し厚生労働省、全国社会福祉協議会等から必要な法令、通知等について学び、会議等での報告によって成果の組織内共有につなげている。労働法令や就業規則に則り育児休業や職員処遇の改善に取組み、建設や購入の契約等に関しても、経理規程等に基づいた取引業者や行政との定められた手続きを実施している。職員への遵守すべき法令等の周知、遵守するために研修会を実施する等の具体的な取組の更なる改善や地域小規模児童養護施設の設置や改修工事等に関連する消防法や建築基準法等についての更なる理解が望まれる。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 養育・支援の質を高めるために、組織的連携を図り、自立支援計画の策定、実施、評価、計画の見直し等に関し、担当職員、各専門職、養護課長と共にケース会議に参加したり、職員との個人面談やモニタリング等を通して得た養育・支援の課題や要望等から支援の状況を把握し必要な助言を行っている。また、施設機能強化推進費で県内外の専門的研修への職員の参加、県支援事業を生かし、「スーパーバイザー研修によるケース検討会・学習会」の実施、園内でのCAP子ども・大人ワークやいのちの教室による人権意識、権利、生（性）に関する学習の実施、児童間暴力や緊急時の組織的対応のための園独自の「初期対応プロトコル」を大学との協同ワーキングチームで完成させ運用したり、毎月の児童集会に参加し、子ども達の意見や提案に対応している。他にもこころサポート事業の専門医を、スーパーバイザーとしてケース検討会、勉強会の実施、自らも全賛協や社協、経営協の各種セミナーに積極的に参加し、専門性の向上に努め、職員の研修にも県内外の各種セミナーへの参加を促進、教育・研修の充実を図っている。しかし、研修に関し、個々の職員の意見を反映する具体的な取組については更なる工夫が望まれる。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 経営状況については、理事長、管理職員から成る管理者会議を毎月開催し、人事管理や財務分析等による経営状況の把握・支出管理や経費削減、前年度の実績や入所児童の状況等から随時経営改善に努めている。法人監事である公認会計士による指導も行われている。施設長と職員との個人面談を通して得た職員の要望等から職員の配置増、各ホームに主任の配置、職員の処遇改善、有給休暇や育児休業の運用等、働きやすい職場づくりについても、経営上可能な範囲で実施している。施設長は施設の経営状況や経営課題を把握し、それを施設長を含む管理者会議や職員全体会議等において検討、共有し、事業計画作成についても担当部署や管理者会議で検討し、理事会承認を受け、職員に配布、説明し共有を図っている。中長期経営計画については、ワーキングチームを立ち上げ施設全体で検討していくことになっているが、これからの人材の確保・育成・定着の重要性を考えると人事管理制度の構築については更なる検討、改善が期待される。		
2 福祉人材の確保・育成		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 質の高い養育・支援を行い、施設を適切に機能させるために、必要となる人材の確保、育成、定着は重要な課題であり、運営規程等で定めるほか、補助職員等を配置し、人員体制の充実にも努めている。また、こころサポート事業を活用して精神科の専門医をスーパーバイザーにケース検討会を継続し、職員の専門性の向上、支援技術の向上に取組んでいる。専門職員についても保育士、栄養士、社会福祉主事等の有資格者が確保され職員の充実に努めている。家庭支援専門相談員、心理士、個別対応職員等の専門職員も配置され、それぞれが専門職員の機能を生かして活動し、職員が互いに連携して支援に取組んでいる。職員育成のための研修については、CAPワークの継続実施等施設内研修の充実化を図るとともに、県内外研修を計画的に実施し、また、小規模グループケア化に備えて各ホームを担う主任職員の育成にも取組んでいる。職員の確保については、施設と関係する実習生や専門学校、大学等との連携の強化を図っているが、今後一層厳しくなる人材の確保は事業経営、運営に大きな影響を及ぼすことから、求人活動や職員の育成・定着を図るために、より積極的な対応に期待したい。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 期待する職員像は運営規程や就業規則に示されていて、施設長と職員との個人面談を通して意見、要望等を把握し、その結果を受け、補助職員の配置による有給休暇や育児休業の取得の改善や処遇面の改善等を行い、働きやすい職場づくりに取組んでいる。福利厚生については、福利厚生組織への加入、退職金については福祉医療機構の退職手当共済制度や県共済制度の加入等が行われ充実している。職員が安心して働き、定着を促進するために、人事の評価はその基準を職員に明らかにし、客観的な基準に基づく評価制度の導入や、職員の能力や経験、資格等に応じた配置や将来の進むべき道筋を示すキャリアパスの導入等について検討することを望みたい。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b

【コメント】

施設長による職員との個人面談や業務上の相談等を通して職員の就業状況、意向、要望等を把握し処遇面、職場環境、人員体制等の改善を行っている。有給休暇の取得や時間外労働については総務課が管理し、その取得促進に努め、ワークライフバランスに配慮した環境づくりを行っている。また、定期健診、予防接種等を行い、健診結果を地域産業保健センターの活用でより詳細な健康管理に繋げている。それに、こころサポート事業の専門医による面談等を通して職員の心身の健康に努めている。施設の魅力を高める取組や必要な職員の確保による働きやすい職場づくりについては、今後の更なる改善への取組みに期待したい。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

個人面談により職員の意見や要望等を把握し、その結果を受けて、研修等を計画、実施し個々人の目標に沿った育成に努め、再度の面談において達成状況の確認等を行っている。しかし、職員個々人による目標の設定、達成期限、進捗状況の定期的確認等、本来の目標管理の実施については今後の課題としたい。

②

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

運営規程に職員の定数や求める専門性と業務内容等が明示され、就業規則に期待する職員像が示されている。年度の事業計画の中に専門性や経験年数等を勘案して研修計画を策定し示され、新任職員には、主任や3年以上の経験者によるOJTも実施されている。また、外部講師による職場内研修や県内外での職場外研修、栄養士、心理士、ファミリーソーシャルワーカー等の専門職研修も計画的に実施され、報告や資料の配布で組織内の共有を図っている。計画への職員に必要とされる専門技術や資格の明示や受講のための環境づくりについては、更なる検討を求めたい。

③

19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【コメント】

各職員の資格取得状況、課題等については施設長による個人面談を通して把握されている。研修は研修計画に示し、新任職員には主任等によるOJT、新任職員・中堅職員のための人権教室や虐待防止研修会、中堅職員研修会、精神科医による毎月のケース検討会、FSW・個別対応・心理士等のための専門的研修会、法人制度改革や新会計基準等管理者向けのセミナー等々、職務に必要な知識、技能等を取得する機会が確保され、そのための勤務調整等の配慮も行われている。新任職員への経験や習熟度に対応した個別的な研修のあり方については更なる配慮が望まれる。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】

実習生受入れ時には、実習指導マニュアルに従い実習の留意点（心構え、態度、注意事項等）を準備し、実習担当者を配置し、実習に向けてのオリエンテーションを実施する等、実習生の受入れに積極的に取組んでいる。受け入れる際には、事前に職員会議や朝会等で職員や入所児童に実習内容を含め、周知を図っている。実習生には実習内容に関し学校側との連携による相談援助実習・保育実習等のプログラムを用意し、実習期間中には実習担当教官との面談を通して進捗状況等を確認する等の連携を維持している。実習生の養育・支援に関わる専門職である実習担当者には、その指導資格を持つ職員の育成が望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①

21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

【コメント】

法人・施設の基本理念、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報等はホームページや広報誌、報告書、パンフレット等によって公表されている。第三者評価の受審については、福祉サービス第三者評価事業評価結果として報告書や県のホームページで公表されている。入所児童の要望や苦情等は各ホームの意見箱や毎月の児童集会での意見記入で把握し、専門的支援員等によって対応が図られ、その要約した内容は事業報告書に記されているが、この公表の方法等については更なる工夫、改善を望みたい。地域社会への施設諸活動等の紹介、地域の児童や里親のための取組状況等についてはホームページや広報誌、報告書等で発信している。このように、社会や地域に、様々な方法で情報を公開し、運営の透明性を確保している。

②

22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【コメント】

施設における業務の実施、会計処理や取引・契約関係等については、職務分掌事項、権限・責任が明記された運営規程や事務決裁規則、定款施行細則の施設長専決事項、それに、経理規程や入所児童の小遣い支給及び預かり金の管理に関する規程、「社会福祉法人における入札契約等の取組について」、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」等に基づいて行われ、業務内容に応じて各部署、担当に配布、通達して情報や認識の共有に繋げている。健全な施設経営・運営のため、毎月の管理者会議で人事管理や財務分析等詳細な分析による経営状況の把握や改善に努め、また法人監事である公認会計士による指導や定期的に内部監査が実施される等、継続した取組みが行われている。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者
評価結果

①

23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【コメント】

地域との関わり方については理念と基本方針、事業計画の中でも明記されている。学校、地域のPTA活動に職員が役員として参加し施設長が地域の学校、保育園の評議員を担っている。地域のコミュニティーセンターが企画している夏休みの「きらり教室」に毎年子供たちが参加し、工芸作品づくりを楽しんでいる。又、地域のサッカーサークルに2名の子供が在籍しており、地域の方々と連携して練習や試合の送迎等を行っている

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【コメント】

ボランティア受入に関しては、マニュアルを活用して学習支援のみならず絵本ソング、英会話教室、幼児との交流会等が毎月行われている。受入の際にはボランティア登録後施設長や課長で事前説明、研修を行い児童とボランティアのマッチングを重視して配置している。年1回の福祉バザーは今年で41回目を数え、60余名のボランティアが参加。地域の方々も200余名が訪れる一大行事になっている。学校教育への協力については事業計画書に連携の強化が記載されており、PTAの役員や係等を職員が引き受け、特に気になる児童の学年やクラスの環境委員として活動している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【コメント】

施設長が与那原町要対協の代表者会議委員を担いFSWが実務レベルでの会議に毎回参加、地域での課題を役割分担しながら共同して問題解決に取り組んでいる。関係団体のRHTはエコマップを作成し、必要な連絡網を緊急対応マニュアルと一緒に各ホームに配布してある。職務会議等で職員間の情報の共有化を図っているが、職員全体で共有できるよう更なる工夫が望まれる。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 施設が有する機能を地域に還元している。

b

【コメント】

地域のバレーボールサークルに体育館を開放したり、地域の保育園に園庭を開放しており毎日のように園児の姿が見られる。地域の保育園と共同でCAP研修を実施。災害時には地域の避難場所に指定されていて地域のエコマップに掲載されているが、まだ正式な文書での契約・協定はされておらず、具体的に施設の役割を確立しマニュアル化していく取り組みが期待される。

② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

要対協の実務者会議にFSWが毎回参加し、地域の課題を把握。役割分担しながら課題解決に取り組んでいる。民生委員等との会議に職員が参加し地域の福祉ニーズの把握に努めている。こころサポート事業を活用して研修会を開催し里親やファミリーホーム関係者の支援をしているが、地域住民を対象とした具体的な活動は行えておらず課題としていところである。今後は具体的に今ある施設機能を活かして少しの工夫で出来るような福祉ニーズへの取り組みに期待したい。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【コメント】

児童を尊重する姿勢は運営規程第5章児童等に対する養護及び支援の中で基本原則が明示され、職員参画の下事業計画を作成し年間養護目標を策定している。年度初め全職員に事業計画を配付し共通の理解に努めている。養育支援の実施にあたり、寮会議を平日午前中ほぼ毎日開催し、毎月の養護課会議で支援の状況報告を行ない、年に2回モニタリングを行うなど養育支援の標準的な実施方法に取り組んでいる。今後は新任職員や経験年数に配慮した勉強会や研修の計画に期待したい。

② 29 子どものプライバシー保護等の権利保護に配慮した養育・支援の実施が行われている。

b

【コメント】

個人情報管理規程及び児童の緊急対応マニュアルが整備されている。職員については、全社協の人権養護の為のチェックリストを活用し毎年自己評価を実施している。園長は職員から提出された自己評価を確認し、必要に応じて個別指導を行い、全体会議や研修に繋げ職員の理解の標準化に取り組んでいる。プライバシー保護の取り組みとして、中高年性の個室化の取組や一人入浴・着替えの場所を確保するなどプライバシーへの配慮に努めている。今後の取組として、広報誌等の利用者の写真の取扱や社会に向けての公表の在り方について施設としての見解等プライバシー保護の範囲を含め議論を重ねる意向が示されている。施設としての今後の更なる取組に期待したい。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

【コメント】

パンフレットには基本理念が明示され、日課表は施設での日課が絵入りでわかりやすく説明されている。利用者向けの説明資料は施設や職員の紹介や学校のこと施設での生活のことなど園児の疑問や質問に答えるように絵を挿入するなどわかりやすく工夫している。インテークを大事にする取組として、措置決定権者である、児童相談所及び一時保護施設に出向きインテーク説明資料を活用しながら直接児童と面談を実施している。保護者への周知について積極的な取組を模索しているとのことであり、今後の取組が期待される。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 養育・支援の開始に当たり「子どもの権利ノート」を配付し、パンフレット・詳細なインテーク説明資料によりわかりやすく説明している。保護者・児童の意志決定を尊重する取組としてインテーク会議を、児童相談所の担当者・園長・養護課長及び全ホームから職員が参加して実施している。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 退園後の相談については相談窓口（担当者）が決められていて、必要に応じてアフターケア委員会が対応する体制が整えられている。退所に伴う指導については詳細に口頭で説明を行っている。養育・支援の継続性に配慮する観点から、保護者や児童に対し施設の相談窓口・相談方法について文書化し、施設として養育・支援の継続性に配慮した手順書や引継ぎ文書の整備が望まれる		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの満足度の取組としては、意見箱を子どもたちが希望した場所厨房入り口に設置し、給食への要望について厨房と直接対話しながらメニューに取り入れるなど子どもの要望に迅速に対応する環境となっている。意見箱は毎日課長が回収し、即対応する他事業により職員会議で検討をしている。子どもたちが、意見や要望について自分で口頭で伝えるよう支援していることから、口頭での要望・意見が多く具体的に会話による対応をおこなっている。また、誕生日祝いには特別お小遣いや希望に応じて個別外食などを取り入れ、入学・卒園式には外食・映画見学等外出対応で子どもたちの満足に寄り添う支援を行っている。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 苦情解決に関する規程が整備され、苦情解決の説明文や苦情担当者については、各ホームの靴箱の上に掲示されている。児童集会に参加して説明を行い周知に取り組んでいる。意見箱は子どもたちの要望の場所に設置し意見や要望が述べやすいよう配慮されている。月に一回苦情委員会へ報告を行い、子どもたちに口頭で説明を行っている。養護に関する事業については、必要に応じ保護者へ電話による報告・説明をおこなっている。今後は、苦情解決の実績報告について保護者や子ども達への公表の取組が望まれる		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 苦情解決について、子供用のパンフレットを作成し、第三者委員の氏名、連絡先を児童集会などで公表し、意見箱の活用や委員にはいつでも誰でも相談できる旨周知に努めている。意見箱は児童の意見を取り入れて設置場所を決めるなど子どもが意見をのべやすい環境の整備に努めている。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 子どもとの相談や意見については、児童の危機対応マニュアルが整備され、プロトコル研修等を活用するなど見直しに取り組んでいる。意見箱の設置やマニュアルの整備のほか、各ホームで行事についての話合いや携帯電話やネットワークについても意見を出し合い、アンケートを実施するなど組織的に取り組んでいる。子どもの意見や要望について職員に周知し、必要に応じて研修を実施するなど養育・支援に繋げる工夫をしている。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】 安心・安全な養育・支援の実施に向け園児緊急危機管理マニュアルが整備され、緊急連絡網を明示し、安全確保の手順を各ホームに掲示している。また、緊急対応プロトコル作成の実行委員会を設置し外部の専門家の指導の下、「愛隣園緊急対応プロトコル」を作成し、活用して職員への周知に取り組んでいる。職員は夏休みキャンプの前に消防署による救急救命の講習を実施し安全対策の自己管理に向けた取組がなされている。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 感染症の予防と発生時の対応マニュアルは各ホームの常備し、手順書を職員個別に配付し職員の周知に取り組んでいる。予防対策としてアルコール消毒・マスクの配付や空気洗浄機の設置など環境整備に配慮し、各ホームにおいては児童の生活習慣として手洗い・うがい・入浴の指導を重点に行い予防対策に努めている。感染症対策研修に参加した担当職員が中心となりフィードバック勉強会を開催している。今後は予防と発生時の対応記録の分析を行うなどマニュアルの見直しに繋がる取組に期待したい。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
【コメント】 月に一度火災による避難訓練を実施し、年に一度消防署の指導を受けている。児童は自治会の避難訓練にも参加をしている。自治体より当施設は避難訓練場所として		

指定されており、食料や備品類等の備蓄が整備されている。夜間の外灯など避難場所としての整備にも配慮するなど協力体制が整備されている。今後は、施設組織として、災害時における子どもの安全確保や安否確認の方法等を整備し職員及び子どもたちへの周知に向けた施設組織としての取組が望まれる。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

- ① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

b

【コメント】

養育・支援の標準的な実施方法については管理規定第5章「児童等に対する養護及び自立支援」の中に明記され、事業計画の中で具体的な支援目標として細かく記載されている。職員に対しては事業計画書を年度当初に全職員に配布し会議等で周知を図っている。又年度末に、各ホームにて養護反省を行い取り組みについてチェックしている。標準的な実施方法について職員に周知徹底するための更なる取り組みに期待したい。

- ② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【コメント】

標準的な支援方法の検証・見直しについては、子供たちの意見も聞きながら年度末にホーム会議で詳細に話し合い、その結果を全体会議で確認し次年度の事業計画、自立支援計画につなげている。事業実績報告書には細かく年間の活動状況が記載されている。今後見直しや検討事項について標準的な見直し方法をマニュアル化し、新職員でも取り組みやすいような仕組みづくりが望まれる。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

- ① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

【コメント】

児童相談所からの資料、学校の資料、家族や本人との面談等を通して子供たちのニーズが把握され担当職員を中心にFSW、心理士を交えてホーム会議を行い全体会議で自立支援計画を策定している。計画通りに養育・支援が行われているかは日頃の記録で確認でき、運営課長・施設長でチェックし、必要に応じて職員と個人面談している。困難ケースについては緊急にケース会議を行い支援の見直しをしている。アセスメントから計画作成までの手順の文書化が期待される。

- ② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

【コメント】

定期的に自立支援計画の評価、見直しを行い、見直した計画の内容は課長、施設長の決裁を受け全体会議で配布し周知を図っている。具体的なモニタリングや子供たちの意向把握と同意を得るための手順、緊急時変更の仕組み等が明文化されていない為今後は組織的な一連手順の文書化が期待される。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

- ① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【コメント】

パソコンシステムを活用して子供に関する養育・支援の状況が記録され、全職員が記録を確認できるようになっている。パソコン入力の基礎ツールは文書化され、新職員にも指導し共有されているが、具体的な記録要領が作成されていない。今後記録要領を整備して、個別支援計画等のパソコンシステムを活用した更なる仕組みづくりが望まれる。

- ② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【コメント】

子どもに関する記録の管理体制については管理規程、特定個人情報取扱規程、就業規則の中で懲罰規程において規定されており、職員にも周知を図っているが規程に関する研修は入植時のみで定期的な研修は行われていない。個人情報扱いについては近年スマ保等の写真、動画、ラインやSNSが広がるにつれて管理が困難になってきており、更なる工夫、取り組みが望まれる。

内容評価基準(41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者
評価結果

- ① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

b

【コメント】

入所時のインテークを複数の職員によって丁寧に行い、子どもの思い、家族関係の詳細な把握を実施し、自立支援計画策定のためのアセスメントに活用し、一人一人の子どもを尊重しその最善の利益を考慮して日々の養育に取り組んでいる。児童の最善の利益のとらえ方を職員間の共有を深めるためにも全体研修の実施が望まれる。

- ② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

b

【コメント】

一人一人の子どものアルバムを常に整理し、各現場の事務室内保管している。それぞれの子どもの要求に応じてアルバムを見てその生い立ちや家族について話し合う時間の確保に努めている。それぞれの状況に応じて、入所に至る経緯について事実を伝える機会を設けている。その時期は、概ね退所時（高校卒業時）が多い。その適切な時期の整理や子どもへの伝え方やフォローの方法について研修を深めることを期待したい。

(2) 権利についての説明

①

A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

b

【コメント】

外部講師（CAP・私らしいお産を考える会）を招いての研修を、年に2回実施している。子どもと職員共に権利について学ぶ機会を整備している。又、入所時に配布する施設生活の説明用パンフレットに権利についてわかりやすい表現で記載されており、折に触れ子どもたちへの権利についての説明に活用している。子ども同士のトラブルの際には、双方の権利について考えるように促している。定期的な研修は行われており、今後は、更に職員間において学びを共有化・深化することを期待したい。

(3) 他者の尊重

①

A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

b

【コメント】

学校内の部活動や、地域の育成活動に積極的に参加することにより、多様な経験を獲得する機会を設けている。地域の活動においては、職員以外の大人との関わりが増加に努めている。

その参加のための送迎時間は、職員と子どもが個別に関わることができる貴重な時間となっている。しかし、そのための時間を確保することが困難な面もあり、人材確保の取り組みが求められる。

(4) 被措置児童等虐待対応

①

A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

a

【コメント】

被措置児童等への体罰の禁止等は、運営規定や研修等に取組み職員全体で周知を徹底している。

被措置児童等虐待防止ガイドラインや第三者委員を活用し、具体的事例に基づいた研修に取り組んでいる。

②

A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

日常生活の様子から子どもの変化に気を配るほか、子どもとのかかわり方を適正に行えるよう担当職員が心理士や担当以外のスタッフなどとコミュニケーションを図っている。また被措置児童等への虐待防止に係る研修も定期的に受講しており、不適切なかかわりの防止に努め、職員間で不適切なかかわりを懸念した場合には、各寮内で話し合いを行っている。今後は職員間で共有している話し合いの内容を継続的に検証し、実際に発見した際の具体的な対応法などへつなげるために、記録の取り方に工夫を望む。また、一定の手順に従った報告などについても職員間で周知ができる取り組みが望まれる。

③

A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

b

【コメント】

苦情解決に関する規定は整備され、第三者委員2名配置し、その氏名・連絡先をポスターに掲示、子どもたちに周知している。

苦情申し立てのための意見箱の設置については、設置場所等、子どもたちの意見を取り入れて設置している。苦情の内容については、食事や帰省、家庭復帰に関するものが多い。すべての苦情について対応しているが、職員間の共有の徹底を期待したい。

(5) 思想や信教の自由の保障

①

A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

b

【コメント】

運営主体が、キリスト教事業団のため、キリスト教の思想に基づいた運営を行っている。日曜教会への参加も実施しているが、参加については、子どもの意思を尊重している。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

①

A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。

b

【コメント】

入所時のインテークを丁寧に行い、子どもにわかりやすい表現を用いたパンフレットを活用し、生活について説明を行っている。担当職員だけでなく、全体の職員で共有する会議を実施している。周知のための手順について、明文化することが望まれる。

②

A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

ホームでの話し合いや集会での話し合いを実施しており、日常的に職員に対して意見を主張できる関係性の構築を目指している。テレビの視聴時間、ゲームや携帯電話の使用についても話し合いに基づいたルールを作成し、明文化している。ホーム内での話し合い内容を職員全体での共有化の手順を明確にすることに期待したい。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

①

A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

b

【コメント】

ゲームについては、ルールを定め、今のところ持ち込みはない。スマートフォンについては、ルールを定めている。基本的には、高校生以上で支払いについては、親か本人のアルバイトで賄う。夜10時には、事務所に預ける。ルールを明文化し、自律を促す支援を実施している。全ての子どもたちの意見や考えを反映するための支援を期待したい。

②

A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

b

【コメント】

毎月定額の小遣いを支給し、その使い道について小遣い帳の記帳を指導している。子どもの要求に応じて、日常的に使用する洗髪料等を予算の範囲内で個々の好みに応じて購入している。衣服等の購入については、子どもの好みによって選択し購入しているが、子ども自身がショップを選択し、自分で買い物ができるような支援を期待したい。

(8) 継続性とアフターケア

①

A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。

b

【コメント】

復帰の支援については、必要に応じて家庭訪問を実施しているが、遠方の家庭については、旅費の関係上訪問が困難である。支援の中心は、FSWが担っており、必要に応じた適切な情報共有が望まれる。

②

A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

b

【コメント】

措置継続については、児童相談所との話し合いが不可欠となる。必要性についての見解が異なり積極的な許可が下りない状況にある。これまでに、施設の自費で措置継続を実施したことがある。児童相談所との関係性を深め、必要に応じた継続支援が実施できることを期待したい。

③

A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリビングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

学習支援の充実に伴い、大学進学、専門学校進学が実現し、進路の選択肢は増えている。
退所時には、作成した退所のしおりを活用し、指導している。子どもたちの帰属意識の定着を図っている。
アフターケアには、子どもとかわかった職員と管理者で対応している。すべての児童に対して支援ができる体制の構築を期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

①

A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

b

【コメント】

職員それぞれが高い意識を持ち、子どもに向き合い、理解しようとする姿が見られる。また、子どもが意見や意思を伝えるための意見箱の設置があり、職員が毎日確認できる限り応えるようにしている。今後の課題としては、意見箱に投稿しない子どもの思いや考えていることも反映したり、職員間で周知する際の手立てとして定期的なアンケート等の実施が望まれる。

②

A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

b

【コメント】

個人の特性や意向を汲み取るため、子ども一人ひとりに向き合い、丁寧に接することを旨としている。また、職員の裁量権を有し、日用品、シャンプーなど子どもの好みに柔軟に対応できる体制が整えられている。職員が「すべての子どもに対して個々との時間を設けることの難しさ」を課題と捉え、勤務の工夫や人材の確保に向けて取り組む姿勢が見られる。

③

A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

b

【コメント】

職員の子どもの力を信じて見守るという姿勢が見られる。子どもが自ら考えて行動できるように過干渉を避け、子どもの自主性を重んじている。朝・夕の忙しい時間帯については、十分な掌握、援助について職員の配置が充分とは言えない点を課題としており、今後の職員確保や勤務体制の見直しなどの工夫に期待したい。

④

A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

自立支援計画を定期的に見直し、計画に従って保育は実施されている。学習や遊びの場の確保やボランティアの活用も取り組み、環境づくりに努めている。今後は遊具や図書などのソフト面が充実するような工夫が求められる。

⑤

A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

【コメント】

職員の声かけが多くならないよう努めて見守る姿勢を意識している。地元の祭りへの参加など地域参加も行っている。今後の課題としては、職員がより良い子どもの規範となるよう、職員間で一定の水準を維持し、共通認識を持つための定期的な自己評価やコンベンションづくりなどを取り組める環境が求められる。

(2) 食生活

①

A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

b

【コメント】

未就学児や低学年や高学年、中高生の個々の状況や生活時間の違いに対応し、夕食が取れるよう配慮されている。食事の場所は整然としており、清潔が保たれている。今後の課題として、施設外での食事や来客を迎えての食事をする機会を増やすよう工夫が求められる。

②

A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

b

【コメント】

施設の構造上の利点として子どもが毎日厨房の前を通ることから、直接子どもの声を聴くことができるほか、給食日誌や嗜好調査などから情報や意見箱からもリクエストが拾えるようになっている。必要な栄養摂取量の確保はもちろん、子どもの健康状態への配慮も行われている。献立の振り返りについては、総務会議での振り返りを行うほか、定期的に直接ホームからの意見が聞き取れる機会を増やすことが望ましい。

③

A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

b

【コメント】

季節の料理や行事を意識した献立作りを行い、子どもに食文化を伝えるよう心掛けている。ホーム内でも朝食やおやつなどの簡単な調理をする機会もあり、ともしびの家などでは家庭的雰囲気を感じながら日々の食生活がある。低年齢児については、食習慣の習得に向けて職員が声かけをするが、職員も難しさを感じている。朝夕の食習慣の改善だけではなく、職員が食育の計画を意識し、現在の状況で行える子どもの食習慣への意識付けの工夫が望まれる。

(3) 衣生活

①

A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

衣類の購入は子どもの意向を反映して衣服を選択し購入できる機会を設けている。個人の衣類の整理、収納も子どもに習慣化しており、居室も片付けられている。靴箱も整然としており、清潔に保たれている。

(4) 住生活

①

A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。

b

【コメント】

室内外は掃除が行き届き、明るく、温かみのある環境になっている。居室も個々に清掃・整頓がされており、子どもの整理整頓の生活習慣も身につけている。居室の設備も十分整備されているので、快適に過ごすことができる。

園内の植栽については、これからの課題であるという認識があり、今後の取り組みに期待したい。

②

A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

b

【コメント】

できる限り居場所が確保できるよう、間仕切りやバレーションを設置し配慮している。リビング等の共有スペースも十分確保され、落ち着いて過ごせるように工夫されている。小規模グループでの養育環境は今後の移行に向けて試行中である。

(5) 健康と安全

①

A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

b

【コメント】

健康面での配慮や管理は概ね配慮しており、子どもの健康が保たれている。また生活習慣が身につくよう適切な声かけや援助または支援も行われている。安全面の確保では、園内外の危険箇所の把握と子どもの行動範囲を照らして子どもへの声かけ、支援も行っている。今後は国内の環境整備の確認時や学校の進級・進学時に定期的な危険箇所の確認を行い、ホームで子どもと共有できるエビデンスの作成が望まれる。

②

A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

定期的な子どもの健康診断を行い、また毎日の健康状態を確認し、調子の悪い子どもがいる場合には確実に申し送りまた記録ができるよう工夫がなされている。隔

託医にも意見や指示を受ける体制が整っており、子どもの健康に留意できる環境が整っている。薬の管理は子どもが間違えて取らないように職員室で管理しているが、更なる誤薬防止のために投薬時の確認がダブルチェックできるような工夫が求められる。

(6) 性に関する教育

①

A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

CAPの学習会、命の教室などがあり、性について子どもが年齢ごとに考える機会を定期的に設けている。また、愛隣園プロトコルを作成し、性についての問題行動への予防、対処もできるよう職員を中心に体制を強化している。

(7) 自己領域の確保

①

A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

a

【コメント】

自己の所有物と他者の物を区別し、管理できるよう生活場面の様々な箇所の工夫がある。整理整頓を行う習慣や個人用収納箇所の確保、専用の勉強机やベッドなどが整備され、また幼児にもシールやマーキングにより理解しやすいような配慮もあり、子どもの自己領域が確保できるような環境がある。

②

A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

b

【コメント】

成長の記録が整備され、子ども自身が成長過程を振り返ることができるよう、写真やアルバムの整理に取り組んでいる。子どもが振り返りたいときにいつでも見られるようにしているが、子どもと一緒にアルバムの整理をする機会が少ないという課題は、職員も意識しており今後の工夫に期待したい。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

①

A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

対応の流れは概ね周知されており、CAPのワークや愛隣園プロトコル作成など研修を行い、行動上の問題に対して援助技術を習得できるような取り組みがある。また定期的に子ども向けのワークショップも開催して暴力やいじめ、差別が生じないよう対応している。
パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行う居場所を確保できるよう職員ができるだけ配慮するようにしている。

②

A33 施設内の子ども同士の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に取り組んでいる。

b

【コメント】

子どもの生活状況や変化などを把握し、検討すべき問題があれば連絡会や申し送り、初年度のミーティングで話し合い職員が連携する体制になっている。また、初期対応プロトコルの作成やワークショップの活用などいじめや暴力の予防にも努めている。

③

A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。

b

【コメント】

強引な引き取りのための対応として、ホーム毎のインターホンの設置や防犯カメラの導入があり設備面の強化が図られている。児童相談所との連絡も十分に行われており、また警察への連携も図っている。今後は、緊急時の子ども及び職員の安全確保が確実になるようにするため、ロールプレイや定期的な訓練などの具体的な取り組みが望まれる。

(9) 心理的ケア

①

A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

b

【コメント】

心理的な支援を必要とする子どもについてはプレイセラピーや面談などで子どもの心理状態の把握に努めている。心理的支援が必要な場合は、施設全体で共有できるよう連絡会や申し送り表を活用し、職員間での共有を図り、適切に子どもへ対応ができるよう職員が努力している。
スーパービジョンが十分に行われるために、職員の配置、専門的な職員研修の充実などこれからの努力に期待したい。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①

A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

学習環境は個別に整えられており、低学年の学習教室や高学年の塾なども希望に応じて通えるようになっている。学校との面談等も職員が適切に対応しており、進路の指導に役立っている。発達支援の必要な子どもへの配慮もあり、特別支援学校への通学もできる。学校の面接などから子どもの個別学力を把握し、声かけや面談をしているが、基礎学力が低い子どもがいる場合に、中・長期的な視野に立った計画等を立てられるような工夫が望まれる。

②

A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【コメント】

普段の生活を通して、子どもとコミュニケーションを図り、子ども考えを最優先して決定するよう努めている。進路選択にあたっては、担当職員のみならず、学校や保護者との意見を交換し子どもが最も良い自己決定ができるよう支援をしている。進路決定後の失敗については、措置延長などが必要と判断する場合があるが児童相談所と協議が必要となるため、積極的な活用とはなっておらず今後の取り組みの工夫に期待したい。

③

A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

高校生がアルバイトを希望した場合は、職員とも話し合いながら生活のルールも守りつつ、アルバイトを行っている。社会経験を積むために各項目とも実践しているが、特に職場実習や体験をさせることについては、積極的な開拓を施設が担うことが難しい面もあると思われるが、今後の協力事業主の拡大や関係機関の助力を得られる取り組みの工夫が望まれる。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①

A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

b

【コメント】

家族との関係は、FSWを中心に面会や外出、一時帰宅などの調整や施設や学校行事等の連絡も円滑に行われており、家族との継続的な関係づくりに取り組んでいる。ホーム職員との情報共有も行われており、一時帰宅後の子どもの様子を観察し、万一の事態にならないよう配慮されている。

(12) 親子関係の再構築支援

①

A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

親子関係の再構築については、FSWが中心に支援方針が明確にされ施設でも共有されている。児童相談所や関係機関と協議し、連携をしながら家庭復帰に向けて取り組みがなされている。また、子どもの対応と同様に家族関係も個別対応が必要であることから、家族の養育力向上も含め、包括的な支援展開を図るよう努めている。今後、親子生活訓練の活用や家族療法事業の実施など、子どもと家族との関係回復に向けた支援の充実に期待したい。

(13) スーパービジョン体制

①

A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

b

【コメント】

スーパービジョン体制については、園長の個人面談等で日常から相談が受けられる体制はあるが、いつでも相談できる専門家がいない環境ではない。今後は、自立支援計画の作成・進捗管理や職員の指導等を行う基幹的職員が配置されていることから、位置づけを明確にし、より効果的なスーパーバイズ体制の構築が望まれる。

[前ページに戻る](#)
[トップページ](#)
[事業内容](#)
[第三者評価事業](#)
[社会的養護施設第三者評価事業](#)
[ダウンロード](#)

福祉サービス
第三者評価事業